



令和3年度 小田原市 中小企業融資制度のご案内

- 1 小田原市中小企業融資制度について
- 2 補助制度について
- 3 その他金融支援について

..... お問い合わせ

小田原市役所 産業政策課 産業政策係
TEL0465-33-1555

.....

1 小田原市中小企業融資制度について

資金名	小田原市中小企業小口資金	
種別	通常枠	クイック枠
融資対象者	市内に工場、店舗等を有する※中小企業者で、次のいずれにも該当する者 ○市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引続き市内で当該事業を営む予定のある者 ○市内に住所（法人にあっては、事業所の所在地）を有している者 ○市税の滞納がない者	
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額	3,000万円	300万円
融資利率	1.5%以内	1.7%以内
融資期間	運転資金は7年以内 設備資金は10年以内	5年以内
返済方法	割賦返済 据置期間6月以内（設備資金は1年以内） 繰上返還可	割賦返済 据置期間6月以内 繰上返還可
保証人	原則不要	
信用保証	原則必要	
保証料補助	10万円を上限として 支払った保証料の全額	
申込先	横浜銀行小田原支店／静岡銀行小田原支店／スルガ銀行小田原支店 静岡中央銀行小田原支店／さがみ信用金庫／中南信用金庫 小田原第一信用組合／りそな銀行小田原支店／中栄信用金庫	

※中小企業者とは・・・

下の業種ごとに、資本金（出資総額）の額が基準以下の方、または常時使用する従業員の人数（法人役員や家族従業員は含みません）が基準以下の方

- ① 卸売業 資本金（出資総額）1億円以下、または従業員100人以下
- ② 小売業 資本金5千万円以下、または従業員50人以下
- ③ サービス業 資本金5千万円以下、または従業員100人以下
- ④ 製造業その他 資本金3億円以下、または従業員300人以下

したがって、ご家族だけで事業を行っている方、お一人で事業を行っている方もご利用できます。

融資のご利用について

小田原市中小企業融資制度は、上記申込先に掲げる金融機関が取扱窓口となる間接融資です。ご相談及び申込は、お取引先の金融機関の融資担当窓口へお願いいたします。

なお、融資には所定の審査があるため、融資のご希望に添えない場合があります。

2 補助制度について

① 信用保証料補助制度について

返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることの困難な中小企業者のために、神奈川県信用保証協会がその債務を保証する制度があります。信用保証をご利用の際は、信用保証料を支払う必要があります。小田原市では、下記の対象融資を利用した方が納付する信用保証料の一部を補助します。

融資名称			補助金額
市融資制度	中小企業 小口資金	通常枠	10万円を限度額として支払った額の全額
		クイック枠	
県制度融資のうち以下のもの ① 小規模事業資金 ② 小口零細企業保証資金 ③ 創業支援融資 ④ 事業振興資金			6万円を限度額として以下のとおり (1) 信用保証料額が45,000円以下の場合 → 全額 (2) 信用保証料額が45,000円を超える場合 → 支払った保証料額と45,000円との差額の3分の1に相当する額を45,000円に加えた額

※ 信用保証協会の利用については、神奈川県信用保証協会小田原支店（Tel 23-0138）にお問い合わせください。

② 利子補給金制度について

市内でこれから創業する者の融資への負担を減らし、スタートアップの支援をすることを目的に、神奈川県創業支援融資（創業特例）を利用する者に対し、利子支払額の一部を補助します。

補助対象者	① 市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。 ② これから市内で創業を予定している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ同一事業を営む者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。
対象額	神奈川県創業支援融資（創業特例）に係る利子
補給金額	利子補給対象額のうち、年間10万円を上限とし、1月1日から12月31日までの支払い利子額。 ※100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※利子の支払いを始めた日の属する年にあつては、当該利子の支払いを始めた日の属する月から12月31日まで、利子補給期間の満了日の属する年にあつては、1月1日から当該満了日の属する月まで
補給期間	利子の支払を始めた日の属する月から起算して3年以内

※ 対象の神奈川県創業支援融資（創業特例）については、各金融機関又は神奈川県産業労働局金融課（045-210-5677）にお問い合わせください。

3 その他の支援について

① 小田原市経営改善相談窓口について

市では、市内中小企業者が抱えるさまざまな課題を解決するため、「神奈川県よろず支援拠点」と連携し、経営支援体制を強化しています。事業活動におけるどんな相談も専門家が無料でお受けしますので、ご連絡ください。なお、当日対応も可能ですが、予約の方を優先するため、下記問い合わせ先まで、電話にて予約ください。

また、相談内容により、実地による支援が必要な場合は、専門家を派遣する支援も行っています。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

- (1) 小田原市経営改善相談窓口
毎週月・水曜日 9時から17時まで（祝日除く）
- (2) よろず支援拠点 小田原市役所相談窓口
毎週金曜日 9時から17時まで（祝日除く）

【場所】 小田原市役所4階 産業政策課

【問い合わせ先】 小田原市経営改善相談窓口 Tel 0465(33)1757/0465(33)1758

② セーフティネット保証について

セーフティネット保証とは、取引金融機関の経営の合理化や、不況業種に属する事業を行っているなど、経営が不安定になっている中小企業者への資金供給の安定化を図るために、通常の信用保証限度額とは別枠で保証する制度です。

本保証は市町村から一定の要件を満たすことを証明する認定を受けることで、信用保証協会からの保証が、一般保証限度額2億8千万円とは別枠で、さらに2億8千万円の保証を利用することができるようになります。ただし、融資の実行には、信用保証とは別に金融機関による所定の審査がありますので、ご要望に添えない場合もあります。

【問い合わせ先】 小田原市産業政策課 Tel 0465(33)1555
または神奈川県信用保証協会小田原支店 Tel 0465(23)0138

③ 神奈川県中小企業制度融資について

神奈川県では、県内で事業を営む個人事業主を含む中小企業者等が必要とする事業資金（運転・設備資金）を、長期・低利で融資しているほか、経営相談・融資相談事業も行っています。

制度融資の限度額や金利、融資期間、担保・保証・信用保証の有無などは、神奈川県産業労働局金融課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 神奈川県産業労働局金融課 Tel 045(210)5695

④ 小田原箱根商工会議所の支援について

小田原箱根商工会議所では、中小企業事業主や個人事業主の方のために、支援事業を行っています。

- (1) 経営指導事業・経営相談事業・創業支援事業
予約制ですので事前にご相談ください。
- (2) 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資
商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方に、商工会議所の推薦により、担保も保証人も必要なく、低金利で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。推薦・融資には一定の条件があります。

【問い合わせ先】 小田原箱根商工会議所 Tel 0465(23)1811